

1-1 マイナンバーとは？

平成27年10月以降、自分の住んでいる市区町村から委託された機関から、1通の簡易書留が届いたら、その中には「通知カード」が同封されていました。

赤ちゃんからお年寄りまで、住民票のある国民ひとりひとりに「マイナンバー（個人番号）」が通知され受け取ったはずですが、もしまだ入手していない人は住民票を登録してある自治体等に問い合わせ、対処しなければなりません。

マイナンバーは12桁で、家族内で番号が連番になることもなく、性別や年齢、住所などを推測することはできないようになっています。また、この番号は特別に認められる理由がない限り、一生変わることはありません。

マイナンバーは現在のところ、社会保障・税・災害対策における行政事務で利用されます。

本講座で用いる主な略称と正式名称

略称	正式名称
マイナンバー制度	社会保障・税番号制度
マイナンバー	個人番号
マイナンバー法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

なお、マイナンバーがその内容に含まれている情報（紙・データ等）は、社会保障、税、災害対策の分野の手続のために行政機関等に提供する目的を除き、むやみに他人に見せることはできません。個人のブログなどで自身のマイナンバーを公表するといったことは法律違反になる可能性もあり、絶対にしてはいけません。

1-2 マイナンバー制度導入までの経緯

昭和50年代半ば、一人300万円までの預金の非課税枠を仮名を使い複数開設する人が増えた、いわゆる小額預金非課税制度の悪用が大きな問題となりました。

これを防止するため「グリーンカード」という制度の導入が検討されましたが、結局導入には至りませんでした。

その後、長年にわたり「納税者番号制度」導入の是非が議論されてきましたが、近年の、生活保護の不正受給（※1）や消えた年金問題（※2）が大きく取り上げられたこともあり、社会保障分野での利用を含めたマイナンバー制度導入が本格的に検討されることになりました。

そして、平成25年5月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が成立・公布されました（施行：平成27年10月5日）。

※1 生活保護の不正受給

生活保護制度の保護費を正しくないやり方で受給すること。賃金の無申告、年金の無申告、収入を少なく申告するなど。2010年時点で2万5355件（全体に占める割合は1.8%）、金額は128億7425万円となっている。

※2 消えた年金問題

基礎年金番号への過去記録の統合・整理等を進めていた際、2006年時点でコンピュータに記録（年金番号）があるものの、基礎年金番号に統合・整理されていない記録が、約5000万件あることが判明。納めたはずの保険料が記録として残っていないなど、社会保険庁のずさんな管理が指摘された。

1-3 マイナンバー制度に関する主な日程

年	月	公表されている日程	組織がとるべき対応
平成 27年 (2015)	1		<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー対応プロジェクトの立ち上げ ・ 業務の把握 (会社内の業務の棚卸し) ・ 対応予算の確保 ・ 安全管理措置の策定 ・ 委託・システム改修 ・ 委託契約の見直し ・ 業務手順見直し ・ マニュアル整備 ・ 従業員研修
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月5日、マイナンバー法施行 ・ 市区町村より全国民にマイナンバーの通知を開始 (「通知カード」を送付) ・ 国税庁より法人番号の通知を開始 	
11			
12			
平成 28年 (2016)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人番号カード」の発行 ・ 企業によるマイナンバーの収集・利用開始 (27年中に収集を始めることも可) ・ 番号を記載した書類提出が開始 	制度開始を受けて 安全管理措置の見直し
	2		
	3		

1-4 マイナンバー制度で便利になる？

政府はマイナンバー制度の導入効果として、以下のような点を挙げています。

1) 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる。

2) 国民の利便性の向上

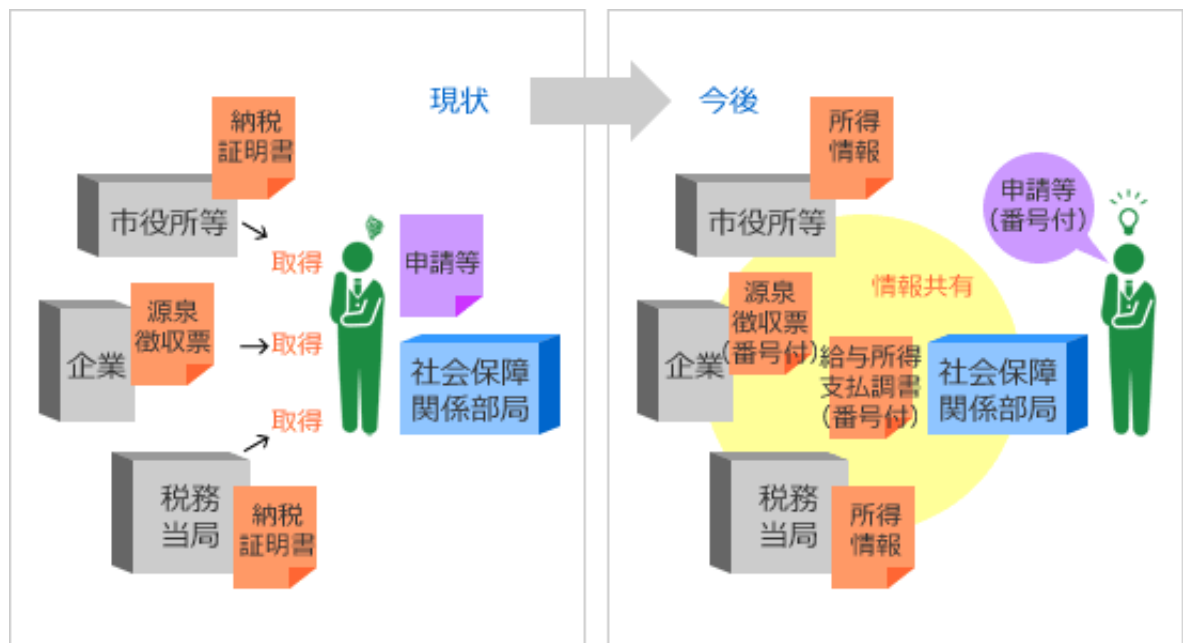
添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減される。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになる。

3) 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減される。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになる。

私たちが、利便性を実感できることのひとつに「証明書等の提出省略」があります。

現在は、社会保障給付を受給するために、会社を休み自治体へ行き手数料を払って証明書を発行してもらう・・・という流れが一般的なのですが、導入後は、国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の支給決定などにおいて、マイ・ポータル（あるいはマイナ・ポータル）の各機能を利用して、これらの書類提出が省略できるようになります。



参考：「知らないでは済まされない企業のマイナンバー対応」（一般財団法人大蔵財務協会）

また、「マイ・ポータル（あるいはマイナ・ポータル）」（※1）と呼ばれるウェブサイトが開設（H29.1）される予定となっており、これを利用すると、自宅のパソコンから自分の情報が確認できるようになります。将来的には機能が拡充され、個人に合わせて行政から予防接種や健康診断の通知が届くなど、公的サービスの向上が期待されています。

また将来的な拡張機能として、官民連携による身近で利便性の高いサービスを提供する「マイガバメ

ント」の提供も予定されています。



※1 「マイ・ポータル」については「第6講 6-2 マイ・ポータルとマイ・ガバメント」でも説明しています。

1-5 組織が注意することとは？

将来、利用範囲を拡充することが検討されているマイナンバーですが、利用範囲が拡大するということは、利便性が高くなると同時に、以下のような危険性も高まるということが考えられます。

- ・個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいする（特定個人情報の漏えい事故）
- ・個人番号の不正利用（他人の個人番号を用いた成りすましなど）により、財産その他の被害を負う（詐欺などの不正行為）
- ・国家により、個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理される（機微なプライバシー情報漏えい懸念）

マイナンバーの誤った取扱いや情報管理に対する危機意識の低さにより、組織からマイナンバーを含む情報が漏えいする事故などが起こりかねません。

漏えいした情報が従業員のものに限られていたとしても、マイナンバーやそれを含む個人情報（特定個人情報）の漏えいが発生した場合、その事故を起こした組織に対する社会的信頼は損なわれてしまいます。

顧客や取引先に、“製品情報や機密情報の管理方法についても信用できないのではないか”という印象を与えてしまった場合、今後の企業経営にも大きな影響が出るでしょう。

番号ひとつで個人の様々な情報を含み、今後もその拡張が予定されている中で、マイナンバーは、組織にとって、また個人にとっても、特に慎重に取扱う必要があります。
